

宍粟市認定こども園運営ガイドライン（案）

宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会

宍粟市 認定こども園運営ガイドライン（案）

1 目的

この宍粟市認定こども園運営ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、「宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針」（平成 21 年 3 月策定）、「宍粟市幼保一元化推進計画」（平成 21 年 8 月策定）及び宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会（平成 24 年 2 月設置）の協議経過等も踏まえ、幼保一元化施設「認定こども園」の運営主体となる社会福祉法人に対し、運営の手法や運営における関わりについて一定の基準や基本ルールを定めるものとする。本ガイドラインにより、運営主体の選定をはじめ、「認定こども園」運営に際しての職員配置や保育内容、宍粟市教育委員会が目指す質の高い幼児教育・保育の推進、認定こども園への円滑な移行に向けた方策、施設運営における宍粟市（以下、「市」という。）の関わりなどについて、保護者・地域・運営主体・市の四者が一体となり、新たな仕組みづくりや運営手法を構築するため、広く市民・運営主体に基本的な考え方を示すものである。また、子どもの教育・保育内容を最優先に考えた認定こども園の運営を実施するとともに、認定こども園の運営に対する保護者等の理解と社会福祉法人による認定こども園への円滑な移行を図ることを目的とする。

2 施設運営に対する基本的な考え方

（1）【認定こども園運営の目的】

これまで、幼稚園・保育所は、乳幼児期の子どもの教育・保育について、集団活動を通して家庭では経験できない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期における豊かさに出会う場として、それぞれの有する教育機能・保育機能を互いに発揮し、子どもの自立に向けて、健やかな成長を支える大切な役割を果たしてきた。

しかしながら、幼稚園・保育所は、同じ就学前の子どもの教育・保育を担う施設でありながら、保護者の就労の有無など家庭の状況により、同じ地域に住む、同じ年齢の子どもの保育環境に違いがあるという課題や、子どもや

兄弟姉妹の数が減少するなか、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足しており、地域によっては、幼稚園・保育所の集団が小規模化し、健全な育ちを保つことが難しくなるのではないかとといった課題がある。

このようなことから、市は、幼児教育・保育の充実、子育て支援施策をより一層推進していくことはもとより、整備する認定こども園で行う事業を支援するため、社会福祉法人が運営主体となる認定こども園設置の推進を図るものとする。

(2) 【認定こども園運営の進め方】

認定こども園を運営していくうえでは、保護者や地域住民の理解や協力は重要であり、運営に関する情報の公開や保護者や地域住民の意見も取り入れながら運営する必要がある。

運営にあたっては、子どもの教育・保育の質を重視するなど、認定こども園に対する保護者や地域住民の不安を解消することに努めるものとする。

なお、市は、本ガイドラインに沿った運営を求めるとともに、教育・保育内容の条件や職員及び保育士配置条件について運営主体に対し詳細な内容について協議し、常に市と運営主体が連携しながら、適切な運営がなされるよう努めるものとする。

3 施設運営の手法

(1) 良質な幼児教育・保育の保障について

① 教育委員会の指導・助言

教育・保育の内容については、法令に示す指針、要領、「しそうこども指針」に基づいて行うよう宍粟市教育委員会が指導・助言を行うものとする。

② 幼児教育の担任制

満3歳以上の短時間利用児及び長時間利用児については、共通利用時間において学級を編制することとし、常勤かつ専任の学級担任を配置するものとする。

③ 保育士・教諭の配置等の基準

保育士・教諭の配置等の運営全般にわたる基準については、宍粟市教育委員会が示す基準を満たすものとする。

④ 養護教諭又は看護師の配置

救急処置をはじめとする保健管理や保健指導、関係機関等との連携を含めた対応が図れるよう養護教諭又は看護師を配置するものとする。

⑤ 教育及び保育の質の確保

子どもの教育及び保育に従事する保育士・教諭が、教育及び保育の質の確保、職員の資質向上を図るために必要な時間を確保するものとする。

⑥ 特別な配慮が必要な子どもの受入れ

児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子ども（ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、支援を要する子どもなど）の利用にあつては、基本として、施設の受入れについて特段の配慮を行うものとする。

⑦ 安全・安心を保つための補償体制の整備

事故等が発生した場合に備え、適切な保険又は共済制度へ加入する等の乳幼児、保護者に対する補償体制を整備するものとする。

(2) 地域の子育て支援について

(1) 子育て支援事業の実施にあつては、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援するものとする。

(2) 子育て支援事業の実施にあつては、地域の子育て支援に関する要望を把握するとともに、要望に即した事業を実施するものとする。

(3) 保護者が子育て相談、親子集いの場として利用を希望するときに利用可能な体制を確保するものとする。

(4) 子どもの教育及び保育に従事する者は、研修等により子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性と資質を向上させていくものとする。

- (5) 地域の子育てを支援する多様な団体等と連携するなど、様々な地域の人材や社会資源を生かしていくものとする。

4 運営主体及び運営主体選定基準について

(1) 運営主体

運営主体は、宍粟市の保育所運営の歴史を考慮し、市内で保育所運営に実績ある社会福祉法人又は今後、地域で設置される社会福祉法人若しくは市内の社会福祉法人を基本とする。

(2) 運営主体の選定

運営主体の選定にあたり利用者の視点や各分野の専門的な判断が必要となることから、市民や学識経験者、教育・保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、選定するものとする。

(3) 運営主体となる選定基準

運営の安定性や継続性ととも、保護者の意見も取り入れながら、教育・保育の質を維持・向上できる運営主体を選定するものとする。

選定にあたっては、以下の点を重視するものとする。

- ・地域で求められている保育ニーズに柔軟かつ速やかな対応ができる運営主体であること
- ・児童福祉及び幼稚園教育の理念・公共性・公益性を持った運営主体であること
- ・多様な教育・保育ニーズに対応するため、市が指定するガイドラインに基づき、教育・保育サービスを実施すること
- ・教育・保育の質を高める職員体制が確保できること
- ・資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保すること

5 施設機能及び施設整備・施設運営費について

(1) 施設の機能

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、教育・保育を提供し、子育て支援を行う幼稚園と保育所連携型（幼保連携型）の機能を有した施設とする。

(2) 用地・建物

用地については、運営主体との協議により、必要に応じ市の所有地（新たな取得を含む。）を無償貸与するものとする。建物については、国・県の補助金制度を活用し、併せて、市の助成条例や規則等に基づく補助金を随伴し支給する。

事業の執行については、市補助金交付規則により、適正な執行を義務付け、健全性や透明性を確保する。

(3) 運営費

運営費、特別保育等の諸費用については、市が規定する認定こども園補助金交付要綱（仮称）に基づいて支給する。

6 円滑な引継ぎ

(1) 移行までの期間と移行計画の策定

認定こども園への移行のための期間として、移行までの合同保育を含み2年程度を確保し、運営主体の引継体制や保護者の理解など、移行されるまでの十分な準備ができるよう移行計画を立てるものとする。

(2) 職員の人事交流及び派遣

認定こども園への移行に伴い、教育・保育内容や指導方法の理解の推進を図るため、職員の人事交流や研修の実施にあたって積極的に職員の派遣等に努めるものとする。

(3) 幼稚園教育と保育の継承

保護者の意見・要望を取り入れながら、幼稚園教育と保育を継承することを踏まえ、引き継ぎを行うものとする。

7 施設運営における宍粟市教育委員会の関わり

(1) 四者による運営協議会の設置

認定こども園への円滑な移行を行うため、保護者・地域・運営主体・市の四者が一体となって運営していくことが重要であることから、四者による運営協議会の場を設置するものとする。

また、運営協議会は、認定こども園への移行後において、ガイドラインの遵守について検証するものとする。

(2) 理事会、評議員会への市職員の参画

資質の向上を目的に運営主体が設置する理事会及び評議員会に市職員を参画させるものとする。

(3) 認定こども園の評価と情報の公開

宍粟市教育委員会は、認定こども園に対して、宍粟市教育委員会が定める「しそうこども指針」が履行されているか逐次確認する。

また、運営主体に社会福祉法第78条第1項に規定する「第三者評価」を義務付け、運営主体は、第三者による認定こども園の評価を実施し、この評価結果を公表し、情報の開示を行うものとする。

(4) 研修会への参加

運営主体に対し、宍粟市教育委員会が主催する園長会議、研修会等への参加について最大限の配慮を行うものとする。研修会等は、宍粟市教育委員会が企画、支援を行うものとする。

(5) 施設運営後の保育・教育内容の確認

宍粟市教育委員会は、運営主体による保育・教育内容を把握し、問題が生じたときは、調整に入り、必要な改善指導を行い、問題解決を図る。また、運営主体は、宍粟市教育委員会の求めに応じて必要な情報等の提供を行い、改善に努めるものとする。

(6) 保育士、幼稚園教諭の処遇

保育士、幼稚園教諭について出来る限り本人の意思を尊重しながら、長年培ってきた経験や能力を最大限発揮できる場の確保に努め、幼児教育・保育の充実をめざすものとする。

(7) 保育・教育内容の継続と継承

保育・教育の水準の維持・向上や保護者等の不安軽減のため、保護者等の意見等も聴きながら、現在の市立幼稚園の教育内容の継承に努めるものとする。

(8) 市職員の派遣

市立幼稚園が担ってきた幼児教育を確実に引き継ぐこと、また、きめ細かな幼児教育の引き継ぎを実施するため、必要に応じ、一定期間、市から保育士、幼稚園教諭を派遣するものとする。

(9) 宍粟市教育委員会による進行管理

宍粟市教育委員会は、移行期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に努めるものとする。

(10) 協定書の締結

保護者・地域・運営主体・市の四者の合意をふまえたうえで、認定こども園の設置及び運営の協議結果並びに本ガイドラインの履行その他必要な事項について、市と運営主体との間で協定書を締結するものとする。